

議案第22号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年3月6日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第13項第3号において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第13項第3号において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>基準日以前6箇月以内の期間におけるその</u></p>

勉手当に係る人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～5 略

者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

